

【本日の目次】

1. 新着情報

- ◆上場会社のアナリストレポート発行のお知らせ
- ◆パブリック・コメントを実施しています

2. 市場トピックス

- ◆上場廃止のお知らせ

3. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

4. セミナー情報

- ◆+YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

5. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記
目次 5. コラムを抜粋しております。
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 109

平成 25 年 7 月以降に勧告した内部者取引に関する
課徴金納付命令勧告事案の特色について

証券取引等監視委員会事務局 取引調査課長 小出 啓次

今回は、平成 25 年 7 月から平成 26 年 4 月までに勧告した不公正取引に関する課徴金納付命令勧告事案の状況及び内部者取引事案の特色についてご紹介したいと思います。

○不公正取引に関する課徴金納付命令の勧告事案の件数及び金額

平成 25 年 7 月から平成 26 年 4 月（以下、「今期」といいます。）までに勧告した不公正取引に関する課徴金納付命令勧告事案の件数及び金額は、合計で 37 件（課徴金納付命令対象者ベース、以下も同様です。）、46 億 800 万円であり、その内訳は、内部者取引が 29 件、4,528 万円、相場操縦が 7 件、4 億 6,667 万円、偽計が 1 件、40 億 9,605 万円となっています。

○内部者取引事案の特色

内部者取引に対する課徴金納付命令勧告事案の重要事実、違反行為者や情報伝達者の属性等について、以下の特色が見られます。

(1)重要事実

29 件の勧告事案を重要事実別に見ると、「新株等発行」が 10 件、「業績予想等の修正」が 6 件、「業務提携・解消」が 5 件、「公開買付け」が 4 件等となっています。これらを重要事実とする内部者取引はこれまでも多く見られているものです。なお、「新株等発行」が最多数の 10 件となっており、その中には、リーマンショック後に集中した複数の大型公募増資案件に関する事案 4 件が含まれています。

(2)違反行為者の属性

違反行為者は、会社関係者及び公開買付者等関係者（以下「関係者」といいます。）と、関係者から重要事実の伝達を受けた者である、第一次情報受領者（以下「情報受領者」といいます。）に大別できますが、平成 21 年度以降、情報受領者が行った事案の件数が、関係者が行った事案の件数を上回る状況が続いています。

今期においても、29 件の勧告事案のうち情報受領者が行った事案は 20 件であり、全体の約 7 割を占めています。これを情報伝達者との関係で見ると、取引先が 9 件と情報受領者全体の 5 割弱を占めています。

また、関係者が行った事案は 9 件であり、そのうち 7 件が契約締結者と関係者全体の 8 割弱を占めています。なお、関係者の中には、引き続き上場会社の役職員による事案が複数認められます。

(3)情報伝達者の属性

29 件の勧告事案のうち情報伝達者 20 名の属性を見ると、契約締結者が 16 名と情報伝達者全体の 8 割を占めています。この契約締結者を詳細に見ると、契約締結交渉者の役員や公開買付対象者の役員によるものが複数の事案で認められます。

また、契約締結者以外の情報伝達者 4 名をみると、発行会社の役員や執行役員が 3 名となっています。

なお、最近の事例においては、株式会社ネクスの契約締結交渉者の役員及び同人からの情報受領者による内部者取引事案（平成26年2月7日勧告）や株式会社スーパーツールとの契約締結交渉者及び同人からの情報受領者による内部者取引事案（平成26年3月28日勧告）など、違反行為者が情報伝達者であって、かつ複数の者に伝達している事案が認められています。

(4) 借名口座の利用

内部者取引の発覚を免れるため、知人等の証券口座（借名口座）を使って取引が行われる例がこれまでも多くありましたが、今期においても、借名口座を用いた取引が勧告事案29件中10件で認められ、いずれの事案も知人や親族の口座が用いられています。

○最後に

以上のとおり、今期の内部者取引の傾向としては、違反行為者が上場会社の役職員である事案が引き続き認められること、取引先関係者による内部者取引が多いこと、違反行為者が情報伝達者であって、かつ複数の者に伝達している事案が認められていることがあげられます。

証券監視委としては、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護するため、今後とも、効率的かつ効果的な調査を実施してまいります。上場会社におかれても、社内ルールの整備・遵守の徹底など適切な措置を講じることにより、より一層、役職員の内部者取引規制に対する規範意識を醸成していただくとともに、社外の取引先等に対し重要事実を伝達する際には、伝達する情報が重要事実であることや当該情報に係る機密保持についての了解を得るなどの対応を行うことが重要と考えます。

※文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>